

地方独立行政法人秋田県立療育機構の第2期中期目標の 期間の終了時における検討について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第3項の規定により、地方独立行政法人秋田県立療育機構の第2期中期目標の期間の終了時における検討について、次のとおり公表します。

■地方独立行政法人法（抄）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

1 第2期中期目標期間中の実績等について

(1) 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上

- 中核的な療育機関として、療育従事者の専門性の向上を図り、地域と連携してきめ細かな療育を提供している。
- 本人及び保護者等からの様々な相談に応じるとともに、発達障害児・者への様々な支援を行っている。

(2) 業務運営の改善及び効率化

- 運営会議や研修等を通じて効率的な運営体制の構築に努めている。
- サービスの充実等により収入の確保に努めている。

(3) 財務内容の改善

- 運営費交付金は、中期計画予算内に収めている。

(4) その他業務運営

- 中期計画に基づきMRI、CT等の医療機器を更新している。
- 夏期休暇の取得期間の延長、有給休暇の5日取得の義務付け等、働きやすい職場づくりに取り組んだ。

2 第3期中期目標に向けた課題等について

- 発達障害に係る相談体制の充実
- 医療的ケア児に係る支援者の養成
- 空床を利用した事業の充実
- ニーズが多いリハビリテーションへの対応
- 災害等への万全な備え

3 第2期中期目標終了時の検討について

- 業務の実績に関する全体評価は、事業の実施状況、財務状況及び法人のマネジメントについて、全体として計画どおり実施していると認められる。
- 第2期中期目標期間に取り組んできた事項について、第3期中期目標期間においても組織を存続した上で取り組むほか、障害者が地域で安心して暮らすことのできる体制が進められるなど、環境の変化に柔軟に対応していくため、課題への取組が求められる。